

子ども・子育て支援法に基づく教育・保育施設および 地域型保育事業に係る利用定員の設定について

1 「利用定員の設定」と「確認」について

- (1) 子ども・子育て支援法では、市町村が、認可・認定を受けた教育・保育施設、地域型保育事業者からの申請に基づき、認定区分ごとに利用定員を定めた上で、施設型給付・地域型保育給付の対象施設・事業として確認する。(支援法第31条第1項、同法第43条第1項)
- (2) 市町村が、利用定員を定める際には、子ども・子育て会議の意見を聴くこととされている。(支援法第31条第2項、同法第43条第3項)
- (3) 法施行時(H27.4.1)に既に認可を受けている教育・保育施設については、別段の申出があった場合を除き、上記申請を行わなくても確認があったものとみなす「みなし確認」を行なう。

2 利用定員の設定について

- (1) 利用定員は、各施設・事業について、「認可定員」の範囲内で、認定区分ごとに設定する。

*「認可定員」とは、
教育・保育施設の設置にあたり、認可され、その後の変更につき適正な手続きを経た定員
*「利用定員」とは、
施設型給付又は地域型保育給付の給付対象として、認定区分ごとに市町村が設定した定員

- (2) 利用定員は、認可定員と一致させることが基本であるが、施設・事業者の意向や実利用人員の実績、今後の見込みなどを考慮して設定する。

3 本市の利用定員設定の考え方について

- (1) 実利用人員数（過去3年間の入所児童数の平均）が認可定員を上回る施設における利用定員は、認可定員と同数とする。
- (2) 実利用人員数が認可定員を下回る施設における利用定員は、事業者の意向等を踏まえ、原則として、実利用人員以上・認可定員以下の範囲の中で設定する。
- (3) 認定区分ごとの利用定員は、子どもの年齢ごとの職員配置基準や面積基準を踏まえ、事業者の意向等を総合的に勘案し設定する。

4 利用定員の設定と子ども・子育て支援事業計画との関係について

- (1) 教育・保育提供区域内の、各施設・事業に設定する利用定員の合計（利用定員総数）が、子ども・子育て支援事業計画における「確保の方策」に該当する。

(2) 北九州市は、待機児童の解消に向けて、子ども・子育て支援事業計画に基づき、平成29年度末までに、量の見込みに対応した利用定員の総数（「確保の方策」の合計）を確保するよう努める。

利用定員の設定

区域	施設名	施設の種類	認可定員	利用定員 (案)					備考
				計	1号	2号	3号		
							1-2歳	0歳	
〇〇区	〇〇〇こども園	認定こども園	150	150	30	60	40	20	
	□□□幼稚園	幼稚園	120	120	-	-	-	-	
	△△△保育所	保育所	120	120	-	60	40	20	
	〇〇区 合計		390	390	150	120	80	40	

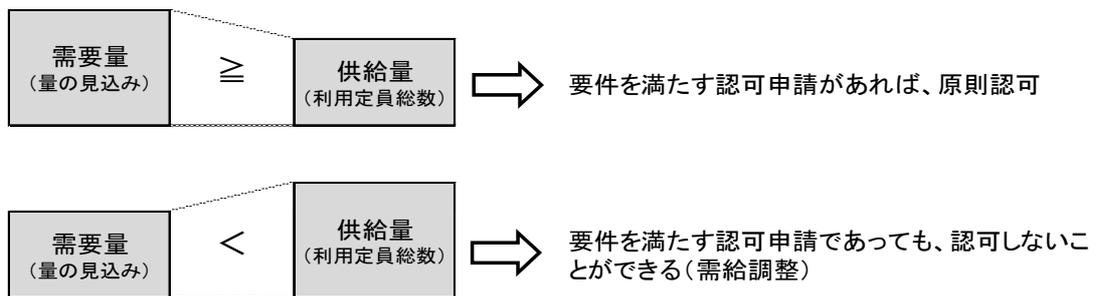
子ども・子育て支援事業計画

〇〇区	◎◎◎保育園	小規模保育	18	18	-	12	6	
	〇北九 花子	家庭的保育	5	5	-	3	2	
	〇〇区 合計		23	23	0	0	15	8

区分	1号	27年度			1・2歳児	0歳児
		2号	3号	3号		
		幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外			
量の見込み(a)	200	200			100	50
確保の方策(b)	教育・保育施設(*1)	150	120		80	40
	(確認を受けない幼稚園)	150				
	地域型保育事業(*2)		0		15	8
(b) - (a)	100		-80		-5	-2

5 支援事業計画に基づく「需給調整」について

(1) 子ども・子育て支援新制度では、認定こども園、保育所及び小規模保育事業等から認可申請が行われたときは、欠格事由に該当する場合や供給過剰による需給調整が必要な場合を除き、原則として認可することとなる。



(2) 需給調整は、教育・保育提供区域ごとに、客観的基準に基づき判定する。

(3) 既存の幼稚園及び保育所が、認定こども園への移行を希望する場合は、認可基準を満たす限り移行を認める「需給調整に係る特例措置」がある。

【参 考】

子ども・子育て支援法（抜粋）

（特定教育・保育施設の確認）

第三十一条 第二十七条第一項の確認は、内閣府令で定めるところにより、教育・保育施設の設置者（国（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人を含む。附則第七条において同じ。）を除き、法人に限る。以下同じ。）の申請により、次の各号に掲げる教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めて、市町村長が行う。

- 一 認定こども園 第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分
 - 二 幼稚園 第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもの区分
 - 三 保育所 第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもの区分及び同項第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分
- 2 市町村長は、前項の規定により特定教育・保育施設の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、第七十七条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

（特定地域型保育事業者の確認）

第四十三条 第二十九条第一項の確認は、内閣府令で定めるところにより、地域型保育事業を行う者の申請により、地域型保育の種類及び当該地域型保育の種類に係る地域型保育事業を行う事業所（以下「地域型保育事業所」という。）ごとに、第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員（事業所内保育の事業を行う事業所（以下「事業所内保育事業所」という。）にあっては、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育の事業を自ら施設を設置し、又は委託して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども（当該事業所内保育の事業が、事業主団体に係るものにあつては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、共済組合等（児童福祉法第六条の三第十二項第一号八に規定する共済組合等をいう。）に係るものにあつては共済組合等の構成員（同号八に規定する共済組合等の構成員をいう。）の監護する小学校就学前子どもとする。以下「労働者等の監護する小学校就学前子ども」という。）及びその他の小学校就学前子どもごとに定める第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。）を定めて、市町村長が行う。

- 3 市町村長は、第一項の規定により特定地域型保育事業（特定地域型保育を行う事業をいう。以下同じ。）の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、第七十七条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。